

共通仕様書(港湾編)
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
全編	請負者 又	受注者 また
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等(山口県会計規則第128号に規定する契約担当者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。	2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、 受注者 に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等(山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の とりまとめ を行う者をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	3. 本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、工事実施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成及び交付又は請負者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。	3. 本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、 受注者 に対する指示、承諾 または協議 (重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、工事実施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成および交付 または受注者 が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験 または検査の実施 (他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の とりまとめ を行う者をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	4. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は請負者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施、段階確認(重要なものは除く。)を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行なうとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。	4. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に 受注者 に対する指示、承諾 または協議 で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成および交付 または受注者 が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施(重要なものは除く。)、段階確認(重要なものは除く。) を行う者をいう。 なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任現場監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の とりまとめ を行う者をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	16. 提示とは、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	16. 提示とは、監督職員が 受注者 に対し、 または受注者が監督職員または検査職員 に対し工事に係わる書面 またはその他の資料 を示し、説明することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	17. 通知とは、発注者又は監督職員と請負者又は現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	17. 通知とは、発注者 または監督職員と受注者または現場代理人 の間で、監督職員が 受注者 に対し、 または受注者が監督職員 に対し、工事の施工に関する事項について、書面 により互い に知らせることをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	18. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	18. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が 受注者 に対し、工事の施工上必要な事項について書面 により 示し、実施させることをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	21. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	21. 確認とは、契約図書に示された事項について、 発注者 が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	22. 立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。	22. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	23. 報告とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。	23. 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		24. 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		25. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		26. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	25. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 (1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 (2)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。	27. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		28. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来型寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		29. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		30. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		31. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して発注者から発注者へ、または発注者へ提出される書類をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		32. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		33. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		34. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義		35. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	24. 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	36. 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	26. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。	37. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、 受注者 の負担とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	27. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	38. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	28. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。	39. 工事開始日とは、工期の始期日 または 設計図書において規定する始期日をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	29. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。)の初日をいう。	40. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設 または 測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。)の初日をいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	30. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	41. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	31. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	42. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	32. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	43. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	33. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水域の区域をいう。	44. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	34. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	45. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	35. JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。	46. JIS規格とは、日本工業規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	36. SIとは、国際単位系をいう。	47. SIとは、国際単位系をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	37. 現場発生産品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	48. 現場発生産品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	38. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。	49. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	39. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	50. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	40. 技術検査とは、工事技術検査実施要綱(平成15年3月12日付け監理第1236号)に基づくものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	51. 技術検査とは、工事技術検査実施要綱(平成15年3月12日付け監理第1236号)に基づくものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 コリンスへの登録	1-1-6 工事カルテの作成、登録 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時に変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。 また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1-1-6 コリンスへの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時に変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-8 工事用地等の使用	4. 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。	4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-10 工事の下請負	(2) 下請負者が山口県の工事指名競争入札参加者である場合には、指名停止期間中でないこと。	(2) 下請負者が山口県の工事指名競争入札参加者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳	1. 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。	1. 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該 下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳	2. 第1項の請負者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。	2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳	3. 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳	4. 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。	4. 第1項の 受注者 は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度 速やかに 監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-14 工事の一時中止	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-40臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、 あらかじめ受注者に対して 通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的 または 人為的な事象による工事の中断については、1-1-40臨機の措置により、 受注者 は、適切に対応しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-14 工事の一時中止	2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。	2. 発注者は、 受注者 が契約図書に違反し または 監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を 受注者 に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-14 工事の一時中止	3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。	3. 前1項および2項の場合において、 受注者 は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を 監督職員を通して 発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、 受注者 は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 設計図書の変更	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、 発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき 、発注者が修正することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 工期変更	2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。	2. 受注者 は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに 工期変更に関して監督職員と協議 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 工期変更	3. 請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。	3. 受注者 は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに 工期変更に関して監督職員と協議 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 工期変更	4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。	4. 受注者 は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに 工期変更に関して監督職員と協議 しなければならない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 工期変更	5. 請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。	5. 受注者 は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに 工期変更に関して監督職員と協議 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	3. 請負者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。	3. 受注者 は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を、 監督職員を通じて発注者 に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	4. 請負者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。	削除
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係わる経費は請負者の負担とする。	4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係わる経費は 受注者 の負担とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	6. 請負者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は請負者の負担とする。	5. 受注者 は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、 受注者 は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は 受注者 の負担とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	7. 請負者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	6. 受注者 は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	8. 請負者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	7. 受注者 は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与物件	9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	8. 支給材料及び貸与物件の所有権は、 受注者 が管理する場合でも発注者に属するものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 工事現場発成品	1. 請負者は、設計図書に定められた現場発成品について、現場発成品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。	1. 受注者 は、設計図書に定められた現場発成品について、設計図書 または 監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡す とともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 工事現場発成品	2. 請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発成品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。	2. 受注者は 、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に 連絡し 、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、 あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 工事完成図	請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工事等工事的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。	削除
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 担当技術者(現場技術員)	記載なし	受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した担当技術者(現場技術員)の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 (1)担当技術者(現場技術員)が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者(現場技術員)が、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。 (2)監督職員から受注者に対する指示または、通知等を担当技術者(現場技術員)を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示または、通知等があったものと同等である。 (3)監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う通報または通知は、担当技術者(現場技術員)を通じて行う事ができるものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成検査	3. 発注者は、工事検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。	3. 発注者は、工事 完成検査 に先立って、 監督職員を通じて受注者 に対して検査日を通知するものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-28 履行報告	請負者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。	受注者は 、契約書第11条の規定に基づき、 工事履行報告書 を監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-31 文化財の保護	1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。	1. 受注者は 、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、 設計図書に関して監督職員に協議 しなければならない。

行又は項目	現行	改訂
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令の遵守</p>	<p>1. 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は自らの責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 会計法（昭和22年法律第35号） (2) 建設業法（昭和24年法律第100号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号） (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号） (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号） (7) じん肺法（昭和35年法律第30号） (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号） (9) 出入国管理及び難民認定法（平成3年法律第94号） (10) 道路法（昭和27年法律第180号） (11) 道路交通法（昭和35年法律第105号） (12) 道路運送法（昭和26年法律第183号） (13) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） (14) 砂防法（明治30年法律第29号） (15) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） (16) 河川法（昭和39年法律第167号） (17) 海岸法（昭和31年法律第101号） (18) 港湾法（昭和25年法律第218号） (19) 港則法（昭和23年法律第174号） (20) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） (21) 下水道法（昭和33年法律第79号） (22) 航空法（昭和27年法律第231号） (23) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号） (24) 軌道法（大正10年法律第76号） (25) 森林法（昭和26年法律第249号） (26) 環境基本法（平成5年法律第91号） (27) 火災予防法（昭和25年法律第149号） (28) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） (29) 騒音規制法（昭和43年法律第98号） (30) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） (31) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号） (32) 振動規制法（昭和51年法律第64号） (33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） (34) 文化財保護法（昭和25年法律第214号） (35) 砂利採取法（昭和43年法律第74号） (36) 電気事業法（昭和39年法律第170号） (37) 消防法（昭和23年法律第186号） (38) 測量法（昭和24年法律第188号） (39) 建築基準法（昭和25年法律第201号） (40) 海上交通安全法（昭和47年法律第115号） (41) 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号） (42) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） (43) 船員法（昭和22年法律第100号） (44) 船舶職員法（昭和26年法律第149号） (45) 船舶安全法（昭和8年法律第11号） (46) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号） (47) 自然公園法（昭和32年法律第161号） (48) 雇用保険法（昭和49年法律第116号） (49) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） (50) 健康保険法（昭和11年法律第70号） (51) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号） (52) 都市公園法（昭和31年法律第79号） (53) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号） (54) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号） (56) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） (57) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号） (58) 駐車場法（平成11年12月改正 法律第160号） (59) 河川法施工法（昭和39年法律第168号） (60) 緊急失業対策法（昭和24年法律第89号） (61) 技術士法（昭和58年法律第25号） (62) 漁業法（昭和24年法律第267号） (63) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） (64) 空港整備法（昭和31年法律第80号） (65) 計量法（平成4年法律第51号） (66) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） (67) 航路標識法（昭和24年法律第99号） (68) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） (69) 最低賃金法（昭和34年法律第137号） (70) 職業安定法（昭和22年法律第141号） (71) 所得税法（昭和40年法律第33号） (72) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号） (73) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (74) 著作権法（昭和45年法律第48号） (75) 電波法（昭和25年法律第131号） (76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号） (77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） (78) 農薬取締法（昭和23年法律第82号） (79) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） (80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年法律第62号） (81) 警備業法（昭和47年法律第117号）</p>	<p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸条例を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は自らの責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 会計法（平成18年6月改正 法律第53号） (2) 建設業法（平成20年5月改正 法律第26号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号） (4) 労働基準法（平成20年6月改正 法律第89号） (5) 労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号） (6) 作業環境測定法（平成18年6月改正 法律第50号） (7) じん肺法（平成16年12月改正 法律第150号） (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成21年7月改正 法律第79号） (9) 出入国管理及び難民認定法（平成21年7月改正 法律第79号） (10) 道路法（平成22年3月改正 法律第20号） (11) 道路交通法（平成21年7月改正 法律第79号） (12) 道路運送法（平成21年6月改正 法律第64号） (13) 道路運送車両法（平成20年4月改正 法律第21号） (14) 砂防法（平成22年3月改正 法律第20号） (15) 地すべり等防止法（平成19年3月改正 法律第23号） (16) 河川法（平成22年3月改正 法律第20号） (17) 海岸法（平成22年6月改正 法律第41号） (18) 港湾法（平成22年6月改正 法律第41号） (19) 港則法（平成21年7月改正 法律第69号） (20) 漁港法（平成12年5月改正 法律第78号） (21) 下水道法（平成17年6月改正 法律第70号） (22) 航空法（平成21年6月改正 法律第51号） (23) 公有水面埋立法（平成16年6月改正 法律第84号） (24) 軌道法（平成18年3月改正 法律第19号） (25) 森林法（平成18年6月改正 法律第50号） (26) 環境基本法（平成20年6月改正 法律第83号） (27) 火災予防法（平成21年7月改正 法律第85号） (28) 大気汚染防止法（平成22年5月改正 法律第31号） (29) 騒音規制法（平成17年4月改正 法律第33号） (30) 水質汚濁防止法（平成22年5月改正 法律第31号） (31) 湖沼水質保全特別措置法（平成22年5月改正 法律第31号） (32) 振動規制法（平成16年6月改正 法律第94号） (33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成22年5月改正 法律第34号） (34) 文化財保護法（平成19年3月改正 法律第7号） (35) 砂利採取法（平成12年5月改正 法律第91号） (36) 電気事業法（平成18年6月改正 法律第50号） (37) 消防法（平成21年5月改正 法律第34号） (38) 測量法（平成19年5月改正 法律第55号） (39) 建築基準法（平成20年5月改正 法律第40号） (40) 海上交通安全法（平成21年7月改正 法律第69号） (41) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号） (42) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成22年5月改正 法律第37号） (43) 船員法（平成20年6月改正 法律第53号） (44) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成20年5月改正 法律第26号） (45) 船舶安全法（平成18年6月改正 法律第50号） (46) 自然環境保全法（平成21年6月改正 法律第47号） (47) 自然公園法（平成21年6月改正 法律第47号） (48) 雇用保険法（平成22年3月改正 法律第15号） (49) 労働者災害補償保険法（平成22年3月改正 法律第15号） (50) 健康保険法（平成22年5月改正 法律第35号） (51) 中小企業退職金共済法（平成18年6月改正 法律第66号） (52) 都市公園法（平成16年6月改正 法律第109号） (53) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号） (54) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成16年12月改正 法律第147号） (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成21年6月改正 法律第51号） (56) 土壌汚染対策法（平成21年4月改正 法律第23号） (57) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月 法律第18号） (58) 駐車場法（平成18年5月改正 法律第46号） (59) 河川法施工法（平成11年12月改正 法律第160号） (60) 緊急失業対策法（平成18年6月改正 法律第50号） (61) 技術士法（平成18年6月改正 法律第50号） (62) 漁業法（平成19年6月改正 法律第77号） (63) 漁港漁場整備法（平成19年5月改正 法律第61号） (64) 空港整備法（平成20年6月改正 法律第75号） (65) 計量法（平成18年3月改正 法律第10号） (66) 厚生年金保険法（平成22年4月改正 法律第27号） (67) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号） (68) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号） (69) 最低賃金法（平成20年5月改正 法律第26号） (70) 職業安定法（平成21年7月改正 法律第79号） (71) 所得税法（平成22年3月改正 法律第6号） (72) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号） (73) 船員保険法（平成22年5月改正 法律第35号） (74) 著作権法（平成21年7月改正 法律第73号） (75) 電波法（平成21年4月改正 法律第22号） (76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成19年6月改正 法律第90号） (77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成22年3月改正 法律第15号） (78) 農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号） (79) 毒物及び劇物取締法（平成13年6月改正 法律第87号） (80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正 法律第51号） (81) 警備業法（平成17年7月改正 法律第87号） (82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月改正 法律第102号）</p>

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令の遵守	3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。	3. 受注者 は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員と 協議 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。	削除
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	4. 請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。	3. 受注者 は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その 書面 の写しを監督職員に提示しなければならない。なお、 監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	5. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。	4. 受注者 は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、 受注者 は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と 協議 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	6. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	5. 受注者 は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	7. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	6. 受注者 は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、 受注者 が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	8. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	7. 受注者 は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。 受注者 は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	9. 請負者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業時間など必要な事項を一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。	8. 受注者 は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業時間など必要な事項を一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	10. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	9. 受注者 は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-34 施工時期及び施工時間の変更	2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	2. 受注者 は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前に その理由 を監督職員に 連絡 しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 工事の測量	1. 請負者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、又は監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量、測量標(仮BM)、工用多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1. 受注者 は、工事着手後 速やかに 自らの費用で設計図書に示された、または監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量、測量標(仮BM)、工用多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に 測量結果を速やかに提出し 指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また 受注者 は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 工事の測量	2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	2. 受注者 は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に 連絡し、速やかに 水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 工事の測量	3. 請負者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工用多角点及び重要な工用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	3. 受注者 は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工用多角点及び重要な工用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と 協議 しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-37 不可抗力による損害	1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。	1. 受注者 は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を 通じて発注者に通知 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-38 特許権等	2. 請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。	2. 受注者 は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と 協議 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-38 特許権等	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除 または 編集して利用することができる。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-1 適用	2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。	2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、 受注者 は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、 受注者 の負担とするものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者はその内容を明記した施工計画書および施工現場において使用する建設機械の写真を、監督職員に提出しなければならない。	3. 受注者 は、工事の施工にあたり 一般工用 建設機械を使用する場合は、「 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号) 」に基づく 技術基準に適合する機械 、または、「 排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号) 」、「 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号) 」もしくは「 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号) 」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用 しなければならない 。 ただし 、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす ことができる 。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の 写真撮影 を行い、監督職員に提出しなければならない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	4. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。	4. 受注者 は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術 参事官 通達、昭和62年3月30日 改正)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種 または 対策をもって協議することができるものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	7. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。	7. 受注者 は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して 監督職員と速やか に協議しなければならない。また、損傷が 受注者 の過失によるものと認められる場合、 受注者 自らの負担で原形に復元しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	9. 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。	9. 受注者 は、工事中に物件を発見 または 拾得した場合、直ちに 関係機関へ通報すると共に、監督職員へ連絡しその対応について 指示を受けるものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	12. 請負者は、山口県土木工事施工管理基準(港湾編)により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、山口県土木工事施工管理基準(港湾編)に定められていない工程については、山口県土木工事施工管理基準を適用し、山口県土木工事施工管理基準に定められていない工程については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	12. 受注者 は、山口県土木工事施工管理基準(港湾編)により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、 工事完成時 に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、山口県土木工事施工管理基準(港湾編)に定められていない工程については、山口県土木工事施工管理基準を適用し、山口県土木工事施工管理基準に定められていない工程については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-9 環境保全	1. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、その防止対策を施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1. 受注者 は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日 改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-9 環境保全	2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	2. 受注者 は、環境への影響が予知され または 発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に 連絡 しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で 取り交わす 等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し なければならない 。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-9 環境保全	4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかった否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。	4. 受注者 は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、 受注者 が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を 監督職員に提出 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督職員に提出しなければならない。	6. 受注者 は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を 発注者 に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船回安運航指針(社)日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。	1. 受注者 は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、 平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船回安運航指針(社)日本海上起重技術協会」、 JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて 受注者 を拘束するものではない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	6. 請負者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。	6. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	7. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。	7. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	10. 請負者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない	10. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改定 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	11. 足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとする。なお、手すり先行工法の採用にあたっては、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	11. 受注者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	21. 監督職員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。	21. 監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改定 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、 受注者 を指名した場合には、 受注者 はこれに従うものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	23. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。	23. 受注者は 施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の 現地確認 を求め、管理者を明確にしなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	24. 請負者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。	24. 受注者は 、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに 関係機関に通報及び監督職員に連絡し 、応急措置をとり補修しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-3 安全教育及び安全訓練等の実施	3. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	3. 受注者は 、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等 または 工事報告等に記録した資料を 整備および保管し 、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-5 火薬類の使用及び火災の防止	1. 請負者は、火薬類の使用については、下記の規定によらなければならない。 (1) 請負者が、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督職員に提示しなければならない。 (2) 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。 (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講じるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	1. 受注者 は、火薬類の使用については、下記の規定によらなければならない。 (1) 受注者 が、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督職員に提示しなければならない。 (2) 削除 (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講じるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-5 火薬類の使用及び火災の防止	2. 請負者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。 (1) 請負者は、火気の使用を行なう場合は、工事中の火災防止のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に提出しなければならない。	2. 受注者 は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。 (1) 受注者 は、火気の使用を行なう場合は、工事中の火災防止のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を 施工計画書に記載 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-6 事故災害報告	請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式(事故報告書)で指示する期日までに、提出しなければならない。	受注者 は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に 連絡 するとともに、指示する期日までに、 工事事故報告書 を提出しなければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場またはJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、 受注者 が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 また、JIS規格が定まって ない 建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、 外国産資材品質審査証明書 あるいは、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、 JISマーク表示認証 外の製品として生産・納入されている建設資材については、 外国産資材品質審査証明書 、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。 注)ゴム防蔽材については、品質規定の変更(世界標準PIAN2002へ準拠)に伴い、ゴム防蔽材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前の山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-3 コンクリートミキサー船	2. 請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	2. 受注者 は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合 計画書 を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-4 現場練りコンクリート	3. 請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	3. 受注者 は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合 計画書 を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-5 暑中コンクリート	3. 減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形としなければならない。ただし、請負者は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3. 減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形を 標準とする 。ただし、 受注者 は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用の場合は、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第19節 その他 2-19-7 溶接材	溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3212 高張力鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接リッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温度用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」の規格に適合したものを選定しなければならない。また、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。	溶接材は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温度用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温度用鋼用マグ溶接及びミグ溶接リッドワイヤ」「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温度用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接リッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定しなければならない。また、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。 また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343 浸透探傷試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表(検査証明書)を監督職員に提出するものとする。 なお、品質規格及び測定頻度は、特記仕様書の記載によるものとする。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 土木学会 2007制定コンクリート標準示方書【施工編】 土木学会 2007制定コンクリート標準示方書【設計編】 土木学会 2007制定コンクリート標準示方書【維持管理編】 土木学会コンクリートのポンプ施工指針(平成12年2月) コンクリートの耐久性向上施策について(山口県土木工事共通仕様書第1編第3章第2節の1 添付資料1) 運輸省 コンクリート中の塩化物総量規制について(改正)(平成4年3月31日) 土木学会 鉄筋定着・継手指針【2007年版】 土木学会 2010年制定コンクリート標準示方書【規準編】	受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 土木学会 2007制定コンクリート標準示方書【施工編】 土木学会 2007制定コンクリート標準示方書【設計編】 土木学会 2007制定コンクリート標準示方書【維持管理編】 土木学会 2010年制定コンクリート標準示方書【規準編】 土木学会コンクリートのポンプ施工指針(平成12年2月) コンクリートの耐久性向上施策について(山口県土木工事共通仕様書第1編第3章第2節の1 添付資料1) 運輸省 コンクリート中の塩化物総量規制について(改正)(平成4年3月31日) 土木学会 鉄筋定着・継手指針【2007年版】
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	1. 請負者は、レディーミストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は本条第3、4項の規定によるものとする。	1. 受注者 は、レディーミストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は本条第3、4項の規定によるものとする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	2. 請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場で製造された「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミストコンクリートについて配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2. 受注者 は、JISマーク表示 認証 工場で製造された「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミストコンクリートについて配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	3. 請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	3. 受注者 は、JISマーク表示 認証 工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（ コンクリート主任技士等 ）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	4. 請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であっても「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」以外のレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び4-5-3材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。	4. 受注者 は、JISマーク表示 認証 工場で製造されたレディーミストコンクリート及びJISマーク表示 認証 工場であっても「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」以外のレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び 第1編 4-5-3材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 4-5-2 材料の貯蔵	2. 請負者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。 3. 請負者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	2. 受注者 は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。 3. 受注者 は、 ごみ 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第9節 コンクリートの品質管理 4-9-2 試験方法	7. 請負者は、塩化物含有量試験を次により行うものとする。 (1)試験方法は、「JIS A 1144 フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」によるものとする。	7. 受注者 は、塩化物含有量試験を次により行うものとする。 (1)試験方法は、「JIS A 1144 フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」 または監督職員の承諾 によるものとする。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第14節 水中不分離性コンクリート 4-14-1 一般事項	本節は、プレバッドコンクリートの施工に関する一般の事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般の事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠 及び支保工 の規定によるものとする。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第15節 プレバッドコンクリート 4-15-1 一般事項	本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般の事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般の事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠 及び支保工 の規定によるものとする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第5章 一般施工 第1節 適用	1. 本章は、各工事において共通的に使用する工程、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工程について適用するものとする。	1. 本章は、各工事において共通的に使用する工程、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工程について適用するものとする。 注)ゴム防眩材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防眩材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは従前どおり山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-2 共通事項	1. ポンプ浚渫 (2)請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	1. ポンプ浚渫 (2)受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定める無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-2 共通事項	3. グラブ浚渫 (2)請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	3. グラブ浚渫 (2)受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定める無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-2 共通事項	5. 硬土盤浚渫 (2)請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	5. 硬土盤浚渫 (2)受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定める無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-2 共通事項	6. 砕岩浚渫 (2)請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	6. 砕岩浚渫 (2)受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定める無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-2 共通事項	7. バックホウ浚渫 (2)請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	7. バックホウ浚渫 (2)受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定める無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-2 共通事項	8. バージアンローダー揚土	8. バージアンローダ揚土
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-13 鋼矢板工	(9)ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	(9)ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように ジェット噴射を制限・調整して 、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工程 5-3-14 控工	(9)ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	(9)ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように ジェット噴射を制限・調整して 、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。

行又は項目	現行	改訂																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-15 鋼杭工	2. 鋼杭 (7) (記載なし) (8)請負者は、「山口県港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。 なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書のとおりとする。	2. 鋼杭 (7) (8)杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督職員の承認を得なければならない。 (9)受注者は、「山口県港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督職員に提出しなければならない。 なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-20 アスファルト舗装工	3. 基層 (4) ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。	3. 基層 (4) ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-20 アスファルト舗装工	4. 表層 (4) ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。	4. 表層 (4) ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第6節 基礎工 5-6-1 一般事項	本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、袋詰コンクリート工、基礎ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。	本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第7節 本体工(ケーソン式) 5-7-3 ケーソン進水据付工	6. 回航・えい航 (17)請負者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。 (18)請負者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。	6. 回航・えい航 (17)受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と協議するものとする。 (18)受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材または鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と協議するものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第12節 本体式(コンクリート矢板式) 5-12-2 コンクリート矢板工	(6)ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	(6)ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第16節 上部工 5-16-2 上部コンクリート工	5. コンクリート (5)請負者は、設計図書の定めにより上部コンクリート内に諸施設の空間を設けるものとする。	5. コンクリート (削除)																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工	1. 防舷材 (1) 製作 ①ゴム防舷材 ロ)ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2形状寸法の許容範囲」及び「表5-3ボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。 表5-2形状寸法の許容範囲 <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>肉厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td>+8%</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> <td>-2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ただし、300以下は、+10%、-5%)</td> </tr> </tbody> </table> 表5-3ボルト孔寸法の許容範囲 <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許容範囲</td> <td>±2mm</td> <td>±4mm</td> </tr> </tbody> </table>	寸法	長さ・幅・高さ	肉厚	許容範囲	+4%	+8%	-2%	-2%	(ただし、300以下は、+10%、-5%)		寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	±2mm	±4mm	1. 防舷材 注)ゴム防舷材については、平成24年3月31日までは従前どおり山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。 (1) 製作 ①ゴム防舷材 ロ)ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。 表5-2形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲 <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td rowspan="3">±2mm</td> <td rowspan="3">±4mm</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	+4%	±2mm	±4mm	-2%	
寸法	長さ・幅・高さ	肉厚																										
許容範囲	+4%	+8%																										
	-2%	-2%																										
	(ただし、300以下は、+10%、-5%)																											
寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																										
許容範囲	±2mm	±4mm																										
寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																									
許容範囲	+4%	±2mm	±4mm																									
	-2%																											

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	(1) 製作 ①ゴム防眩材 ハ) ゴム防眩材の性能試験は、次によらなければならない。 (ロ) 試験は、防眩材の標準性能曲線により求めるエネルギー吸収値と反力値との比が最大となるまで圧縮しなければならない。性能は、圧縮中に吸収されたエネルギー及び発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。	(1) 製作 ①ゴム防眩材 ハ) ゴム防眩材の性能試験は、次によらなければならない。 (ロ) 試験は、 すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防眩材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。 (ハ) 防眩材の設計において、温度や接岸速度がゴム防眩材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。 (「防眩材システム設計の指針2002(国際航路協会)参照」)
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	(1) 製作 ①ゴム防眩材 ニ) 請負者は、ゴム防眩材本体には、次の事項を表示しなければならない。 (二) ゴム質	(1) 製作 ①ゴム防眩材 ニ) 受注者は、ゴム防眩材本体には、次の事項を表示しなければならない。 (二) 品番(タイプ、性能等級)
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (1) 製作 ① 鋼製 イ) 車止めは、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき2種(HDZ55)」の550g/m ² 以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。 ロ) めっき作業は、「JIS H 9124 溶融亜鉛めっき作業指針」によらなければならない。	1. 車止・緑金物 (1) 製作 ① 鋼製(溶融亜鉛めっき) イ) 亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき2種(HDZ55)」の550g/m ² 以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。 ロ) めっき作業は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (1) 製作 ② その他 鋼製以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。	1. 車止・緑金物 (1) 製作 ② その他 鋼製(溶融亜鉛めっき)以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (2) 施工 表5-4 塗装工程(新設) 区分 亜鉛メッキ面 3中塗(1回) JIS K 5657に規定する鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料用中塗。 4上塗(1回) JIS K 5657に規定する鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料上塗。	1. 車止・緑金物 (2) 施工 表5-3 塗装工程(新設) 区分 亜鉛メッキ面 3中塗(1回) JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐 用性上塗塗料 用中塗。 4上塗(1回) JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐 用性上塗塗料 用上塗。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (2) 施工 ① 鋼製 ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色使用通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、緑金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。	1. 車止・緑金物 (2) 施工 ① 鋼製(溶融亜鉛めっき) ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識-産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、緑金物は除く。)なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (2) 施工 ② その他 鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。	1. 車止・緑金物 (2) 施工 ② その他 鋼製(溶融亜鉛めっき)以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第5章 一般施工 第19節 裏込・裏埋工 5-19-2 裏込工	4. 吸出し防止材 (4)請負者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、請負者は、施工に先立ち設計図書に関して監督職員の承認を得なければならない。	4. 吸出し防止材 (4)受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第21節 土工 5-21-4 路床盛土工	1. 路床盛土工 (1)盛土路床の1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。	1. 路床盛土工 (1)路床盛土の1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第23節 維持補修工 5-23-2 維持塗装工	2. 車止塗装、緑金物塗装 (1)鋼製 表5-5 塗装工程(塗替) 区分 工程 素地調整方法及び塗料名 亜鉛メッキ面 4中塗(1回) JIS K 565Jに規定する鋼構造物用ボリウレタン樹脂塗料用中塗。 5上塗(1回) JIS K 565Jに規定する鋼構造物用ボリウレタン樹脂塗料上塗。	2. 車止塗装、緑金物塗装 (1)鋼製 表5-4 塗装工程(塗替) 区分 工程 素地調整方法及び塗料名 亜鉛メッキ面 4中塗(1回) JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐水性上塗塗料用中塗。 5上塗(1回) JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐水性上塗塗料用塗。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第24節 構造物撤去工 5-24-3 撤去工	6. ケーソン撤去 請負者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ゴミ等を… 7. ブロック撤去 請負者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ゴミ等を…	6. ケーソン撤去 受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を… 7. ブロック撤去 受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を…
第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり ～ 第6章 臨港道路 第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成19年4月、一部改訂 平成20年3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成23年3月)
第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり 第5節 埋立工 1-5-7 揚土埋立工	1. バージアンローダー揚土 バーミアンローダー揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージアンローダー揚土の規定によるものとする。	1. バージアンローダ揚土 バーミアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。
第2編 港湾編 第6章 臨港道路 第4節 道路舗装工 6-4-5 道路付属工	1. 縁石 (1) (2) (記載なし)	1. 縁石 (1) (2) (3)アスカブの施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。 2. 側溝工 (1)側溝の設置については、設計図書の定める勾配で下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一律な勾配になるように施工しなければならない。 (2)側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。 3. 管渠工 (1)管渠の設置については、設計図書の定める勾配で下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一律な勾配になるように施工しなければならない。 (2)管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。 4. 集水枡工 (1)集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。 (2)集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

行又は項目	現行	改訂
第2編 港湾編 第6章 臨港道路 第4節 道路舗装工 6-4-5 道路付属工	2. 区画線及び道路標示 (1) 標示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。 (記載なし)	5. 区画線及び道路標示 (1) 区画線 の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。 (2) 区画線の消去については、表示材(塗装)のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。
第2編 港湾編 第6章 臨港道路 第4節 道路舗装工 6-4-5 道路付属工	3. 道路標識	6. 道路標識
第2編 港湾編 第6章 臨港道路 第4節 道路舗装工 6-4-5 道路付属工	4. 防護柵 請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。	7. 防護柵 (1) 支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかななければならない。 (2) 支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。 (3) 防護柵基礎の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 (4) 防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
第3編 海岸編 第1章 堤防、防潮堤、護岸 ～ 第5章 養浜 第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (平成19年4月、一部改訂 平成20年3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は 、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成23年3月)

施工管理基準(港湾編)
品質管理
新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)品質管理 3. 骨 材 3-1 セメントコンクリート用骨材	区分 1) JIS工場製品 品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS工場製品以外・現場練りコンクリート	区分 1) JIS マーク表示認証 工場製品 品質規格 JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリート
施工管理基準(港湾編)品質管理 5. 鋼材 5-1 鋼矢板及び鋼杭	管理項目:溶接部 の管理方法欄 JIS Z 3104 放射線透過試験 区分 1) 鋼矢板 区分 2) 鋼管矢板 区分 3) 鋼管杭	※(溶接部の管理項目を削除)
施工管理基準(港湾編)品質管理 6. セメント及び混和材料 6-1 セメント	区分 1) JIS工場製品 品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS工場製品以外・現場練りコンクリート	区分 1) JIS マーク表示認証 工場製品 品質規格 JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリート
施工管理基準(港湾編)品質管理 6. セメント及び混和材料 6-2 混和材料	区分 1) JIS工場製品 品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS工場製品以外・現場練りコンクリート	区分 1) JIS マーク表示認証 工場製品 品質規格 JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリート
施工管理基準(港湾編)品質管理 6. セメント及び混和材料 6-3 コンクリート用水	区分 1) JIS工場製品 品質規格 JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS工場製品以外・現場練りコンクリート水(上水以外)	区分 1) JIS マーク表示認証 工場製品 品質規格 JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2) JIS マーク表示認証 工場製品以外・現場練りコンクリート水(上水以外)
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1) ゴム防眩材 管理項目:材料 の管理内容欄 ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が【共】第1編 表2-9に適合していること。	区分 1) ゴム防眩材 管理項目: 材質 の管理内容欄 ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が【共】第1編 表2-8に適合、かつ【共】2-13-1 4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1) ゴム防眩材 管理項目:材料 の管理方法欄 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	区分 1) ゴム防眩材 管理項目: 材質 の管理方法欄 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防眩材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版)新旧比較表			
行又は項目	現行		改訂
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材料 の品質規格欄	【共】第1編 表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材質 の品質規格欄 【共】第1編 表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6259 【共】2-13-1 4. による。
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材料 の測定頻度欄	製造前 ロットに使用した練りゴム より資料1セット	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材質 の測定頻度欄 製造前 ロットに使用した練りゴム より資料1セット
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材料 の結果の整理方法欄	試験成績表(検査証明書)を提出	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材質 の結果の整理方法欄 試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防眩材耐久性 証明事業を実施する機関の証明書を提出
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材料 の備考欄	(記載なし)	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:材質 の備考欄 平成24年3月31日までは従前どおり山 口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平 成22年)にすることができるものとする。
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:形状寸法 の管理内容欄	長さ、幅、高さ、肉厚(測定可能なもの)、 ボルトの穴径及び中心間隔等	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:形状寸法 の管理内容欄 長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心 間隔等
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:形状寸法 の備考欄	製造工場の測定結果 表により確認し、様 式・品質12-1(例)は 参考	区分 1)ゴム防眩材 管理項目:形状寸法 の備考欄 製造工場の測定結果 表により確認。様式・ 品質12-1は参考。
施工管理基準(港湾編)品質管理 15. マット 15-1 アスファルトマット	区分 1)アスファルトマット		区分 1)アスファルトマット(洗掘防止)

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表						
行又は項目	現行			改訂		
施工管理基準(港湾編)品質管理 15. マット 15-1 アスファルトマット 区分 2)摩擦増大用マット	管理項目:材質	管理内容	空欄	管理項目:材質	管理内容	合材の配合、合材の強度、アスファルトマットの針入度が【特】に適合していること。
		管理方法	空欄		管理方法	製造工場の試験成績表により確認
		品質規格 測定頻度 結果の整理方法 備考	空欄 空欄 空欄 15-1-1アスファルトマットを適用する。		品質規格 測定頻度 結果の整理方法 備考	【共】第1編2-16-1又は【特】による。 1,000m ² に1回 試験成績表及び配合表を提出 17-1アスファルト舗装を適用する。
	管理項目:(記載なし)			管理項目:外観	管理内容 管理方法 品質規格 測定頻度 結果の整理方法 備考	空欄 空欄 空欄 空欄 空欄 15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。
	管理項目:形状寸法	備考	15-1-1アスファルトマットを適用する。	管理項目:形状寸法	備考	15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。
施工管理基準(港湾編)品質管理 16. コンクリート 16-1 レディーミストコンクリート	区分 1. JIS工場製品			区分 1. JISマーク表示認証工場製品		
	管理項目:配合 の管理方法欄		レディーミストコンクリート配合報告書の確認	管理項目:配合 の管理方法欄		レディーミストコンクリート配合計画書の確認
	管理項目:配合 の結果整理方法欄		配合報告書を提出	管理項目:配合 の結果整理方法欄		配合計画書を提出
	管理項目:配合 の測定頻度欄		JIS 工場製品以外で監職員が指示した時	管理項目:配合 の測定頻度欄		JIS マーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時
施工管理基準(港湾編)品質管理 16. コンクリート 16-1 レディーミストコンクリート	管理項目:コンクリート温度 の備考欄		配合報告書の「指定事項」と対比	管理項目:コンクリート温度 の備考欄		配合計画書の「指定事項」と対比
施工管理基準(港湾編)品質管理 16. コンクリート 16-1 レディーミストコンクリート	管理項目:塩化物含有量 の管理方法欄		JIS A 1115 JIS A 1144	管理項目:塩化物含有量 の管理方法欄		JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督職員の承諾する方法
施工管理基準(港湾編)品質管理 16. コンクリート 16-3 現場練りコンクリート	管理項目:塩化物含有量 の管理方法欄		JIS A 1115 JIS A 1144 打設現場で測定	管理項目:塩化物含有量 の管理方法欄		JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督職員の承諾する方法
施工管理基準(港湾編)品質管理 16. コンクリート 16-4 暑中コンクリート	管理項目:水及び骨材の温度 の備考		その他の項目は、レディーミストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。	管理項目:水及び骨材の温度 の備考		その他の項目は、レディーミストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
施工管理基準(港湾編)品質管理 16. コンクリート 16-5 寒中コンクリート	管理項目:水及び骨材の温度 の備考		その他の項目は、レディーミストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。	管理項目:水及び骨材の温度 の備考		その他の項目は、レディーミストコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表				
行又は項目	現行		改訂	
施工管理基準(港湾編)品質管理 18. その他 18-7 溶接材	管理項目:材質 の管理内容欄	<u>種類</u> JIS規準に適合していること。	管理項目:材質 の管理内容欄	<u>種類</u> JISに適合していること。
施工管理基準(港湾編)品質管理 18. その他 18-8 ガス切断材	管理項目:材質 の管理内容欄	<u>種類</u> JIS規準に適合していること。	管理項目:材質 の管理内容欄	<u>種類</u> JISに適合していること。
施工管理基準(港湾編)品質管理 様式・品質3-1 様式・品質12-1 様式・品質16-1 様式・品質16-2 様式・品質16-3	現場代理人 Ⓜ		Ⓜを削除 現場代理人	

施工管理基準(港湾編)
出来形管理
新旧対照表

山口県土木建築部

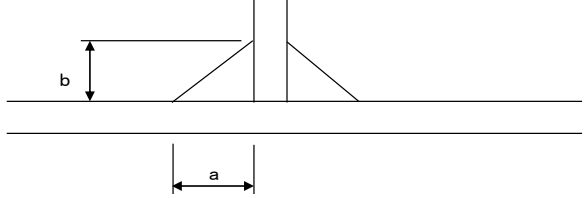
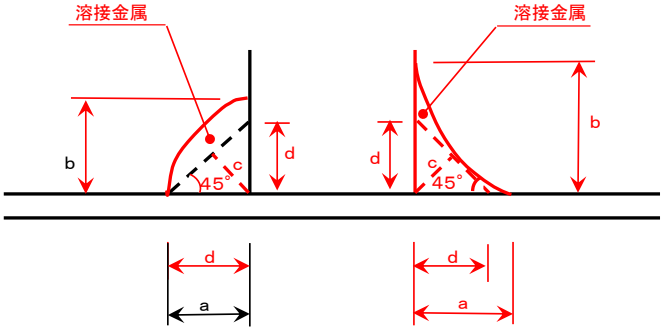
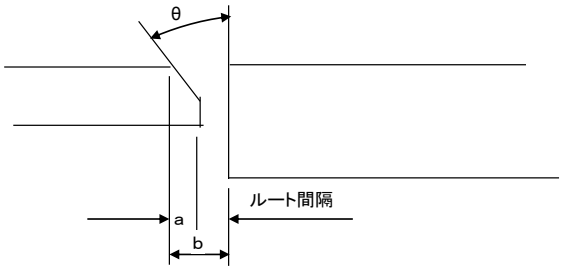
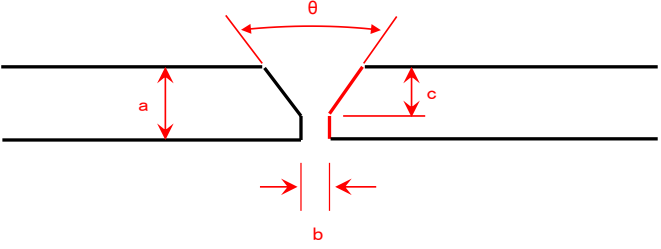
山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 1. サンドドレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 測定密度: 転船毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: 【特】による。 備考: 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 1. サンドドレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 測定密度: 移動毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: ±10cm 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
	工種 1. サンドドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅いことをいう。 -:設計値より深いことをいう。	工種 1. サンドドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅い(高い)ことをいう。 -:設計値より深い(低い)ことをいう。()は陸上。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 測定密度: 転船毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: 【特】による。 備考: 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 測定密度: 移動毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: ±10cm 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅いことをいう。 -:設計値より深いことをいう。	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅い(高い)ことをいう。 -:設計値より深い(低い)ことをいう。()は陸上。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 測定密度: 転船毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: 【特】による。 備考: 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 測定密度: 移動毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: ±10cm 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅いことをいう。 -:設計値より深いことをいう。	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅い(高い)ことをいう。 -:設計値より深い(低い)ことをいう。()は陸上。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-2 締固工	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 測定密度: 【特】による。 許容範囲: (記載なし) 備考: (記載なし)	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 測定密度: 移動毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: ±10cm 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-2 締固工	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅いことをいう。 -:設計値より深いことをいう。	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅い(高い)ことをいう。 -:設計値より深い(低い)ことをいう。()は陸上。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-2 締固工	工種 2. サンドコンパクションパイプ 管理項目:位置 測定方法: トランシット、光波測距儀により測定 測定密度: 転船毎及び監督職員の指示による。 許容範囲: 【特】による。	工種 2. サンドコンパクションパイプ 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 測定密度: 移動毎及び監督職員の指示による 許容範囲: ±10cm
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-2 締固工	工種 2. サンドコンパクションパイプ 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅いことをいう。 -:設計値より深いことをいう。	工種 2. サンドコンパクションパイプ 管理項目:天端高、先端深度 備考: +:設計値より浅い(高い)ことをいう。 -:設計値より深い(低い)ことをいう。()は陸上。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: 備考: 様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は【特】による 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:天端高、先端深度 結果の整理: 打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出 備考: +:設計値より浅いことをいう。 -:設計値より深いことをいう。	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:天端高、先端深度 結果の整理: 打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出 備考: +:設計値より浅い(高い)ことをいう。 -:設計値より深い(低い)ことをいう。()は陸上。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:固化材吐量 結果の整理: 打込記録紙に固化材吐量を記入し提出	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:固化材吐量 結果の整理: 打込記録紙又は打込記録データに固化材吐量を記入し提出
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-4 洗掘防止工	工種 1. 洗掘防止 管理項目: 重ね幅 許容範囲: 50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	工種 1. 洗掘防止 管理項目: 重ね幅 許容範囲: 50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-5 中詰工	工種 1. 砂・石材中詰 管理項目:天端高 測定方法: レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	工種 1. 砂・石材中詰 管理項目:天端高 測定方法: レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-5 中詰工	工種 2. コンクリート中詰 工種 3. プレバックコンクリート中詰 管理項目:天端高 測定方法: レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	工種 2. コンクリート中詰 工種 3. プレバックコンクリート中詰 管理項目:天端高 測定方法: レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-6 蓋コンクリート工	工種 1. 蓋コンクリート 管理項目 : 天端高 測定方法 : レベル、水系張り、スチールテープ等により測定	工種 1. 蓋コンクリート 管理項目 : 天端高 測定方法 : レベル、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-7 蓋ブロック工	工種 2. 蓋ブロック据付 管理項目 : 蓋ブロック据付(天端高) 測定方法 : レベル、水系張り、スチールテープ等により測定 許容範囲 : 陸上±3cm 水中±5cm	工種 2. 蓋ブロック据付 管理項目 : 蓋ブロック据付(天端高) 測定方法 : レベル、スチールテープ等により測定 許容範囲 : (空白)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目 : 法線に対する出入 測定方法 : スチールテープ等により測定	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目 : 法線に対する出入 測定方法 : トランシット、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 打込記録 測定方法 : 【共】第1編 5-3-14-3-(8) 測定密度 : 【共】第1編5-3-16-2-9支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 打込記録 測定方法 : 【共】第1編 5-3-15-2-(8) 測定密度 : 20本に1本
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 杭天端高 測定方法 : レベルにより測定	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 杭天端高 測定方法 : レベル等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-11 コンクリート杭工	工種 1. コンクリート杭 管理項目 : 杭天端高 測定方法 : レベルにより測定	工種 1. コンクリート杭 管理項目 : 杭天端高 測定方法 : レベル等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-12 防食工	工種 2. FRPモルタル被覆 管理項目 : 取付高さ 測定方法 : レベルにより測定	工種 2. FRPモルタル被覆 管理項目 : 取付高さ 測定方法 : レベル等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-12 防食工	工種 3. ペโตรラム被覆 工種 4. コンクリート被覆 工種 5. 防食塗装 管理項目 : 高さ 測定方法 : レベルにより測定	工種 3. ペโตรラム被覆 工種 4. コンクリート被覆 工種 5. 防食塗装 管理項目 : 高さ 測定方法 : レベル等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-13 コンクリート舗装工	工種 1. 下層路盤 工種 2. 上層路盤 工種 3. コンクリート舗装版 管理項目 : 幅 測定方法 : スチールテープ等により測定 管理項目 : 延長 測定方法 : スチールテープ等により測定	工種 1. 下層路盤 工種 2. 上層路盤 工種 3. コンクリート舗装版 管理項目 : 幅 測定方法 : スチールテープ、光波測距儀等により測定 管理項目 : 延長 測定方法 : スチールテープ、光波測距儀等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-14 アスファルト舗装工	工種 1. 下層路盤 工種 2. 上層路盤 工種 3. 基層 工種 4. 表層 管理項目 : 幅 測定方法 : スチールテープ等により測定 管理項目 : 延長 測定方法 : スチールテープ等により測定	工種 1. 下層路盤 工種 2. 上層路盤 工種 3. 基層 工種 4. 表層 管理項目 : 幅 測定方法 : スチールテープ、光波測距儀等により測定 管理項目 : 延長 測定方法 : スチールテープ、光波測距儀等により測定

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版)新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 2. 土捨工	2. 土捨工	2. 土捨工 管理基準なし
施工管理基準(港湾編)出来形管理 3. 海上地盤改良工 3-1 床掘工	工種 1. ポンプ床掘 工種 2. グラブ床掘 管理項目：水深(底面) 測定方法：業務共通仕様書による。又は【特】による。 測定密度：測線間隔は【特】による。 管理項目：(法面) 測定方法：業務共通仕様書による。又は【特】による。 測定密度：測線間隔は【特】による。	工種 1. ポンプ床掘 工種 2. グラブ床掘 管理項目：水深(底面) 測定方法：音響測深機、レッド又はレベル等により測定 測定密度：【特】による。 管理項目：(法面) 測定方法：音響測深機、レッド又はレベル等により測定 測定密度：【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目：延長 測定密度：法線上	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目：延長 測定密度：法線上又は監督職員の指示による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 2. 捨石本均し 管理項目：延長 測定密度：法線上	工種 2. 捨石本均し 管理項目：延長 測定密度：法線上又は監督職員の指示による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 3. 捨石荒均し 管理項目：延長 測定密度：法線上	工種 3. 捨石荒均し 管理項目：延長 測定密度：法線上又は監督職員の指示による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 5. 本体工 5-1 ケーソン製作工	工種 1. ケーソン製作 管理項目：バラスト 測定方法：レベル等により測定	工種 1. ケーソン製作 管理項目：バラスト 測定方法：レベル、レッド等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目：幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度：型枠取外し後10個に1個以上測定	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目：幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度：型枠取外し後全数
施工管理基準(港湾編)出来形管理 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目：対角線 測定密度：型枠取外し後全数10個に1個以上測定 備考：(記載なし)	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目：対角線 測定密度：型枠取外し後全数 備考：様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目：ブロック外観(異形ブロック) 測定密度：全数	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目：ブロック外観(異形ブロック) 測定密度：10個に1個以上測定

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	工種 2. 被覆石均し 管理項目： 延長 測定密度： 天端中心上	工種 2. 被覆石均し 管理項目： 延長 測定密度： 天端中心上又は監督職員の指示による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	工種 2. 被覆石均し 管理項目： 天端面 許容範囲： ±50cm 岸壁前面 +0、20cm又は【特】による。	工種 2. 被覆石均し 管理項目： 天端面 許容範囲： ±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目： 幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度： 10個に1個以上測定	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目： 幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度： 型枠取外し後全数
施工管理基準(港湾編)出来形管理 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目： 対角線 測定密度： 10個に1個以上測定 備考： (記載なし)	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目： 対角線 測定密度： 型枠取外し後全数 備考： 様式・出来形13-3-1参照
施工管理基準(港湾編)出来形管理 17. 裏込・裏理工 17-1 裏込工	工種 1. 裏込材(均しを行わない面) 管理項目： 延長 測定密度： 天端中心上	工種 1. 裏込材(均しを行わない面) 管理項目： 延長 測定密度： 天端中心上又は監督職員の指示による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 17. 裏込・裏理工 17-1 裏込工	工種 2. 裏込均し 管理項目： 延長 測定密度： 天端中心上	工種 2. 裏込均し 管理項目： 延長 測定密度： 天端中心上又は監督職員の指示による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 17. 裏込・裏理工 17-3 裏理土工	工種 1. 土砂掘削 工種 2. 土砂盛土 管理項目： 基準高	工種 1. 土砂掘削 工種 2. 土砂盛土 管理項目： 地盤高
施工管理基準(港湾編)出来形管理 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目： 水深(底面) 測定方法： 業務共通仕様書による。又は【特】による。 結果の整理方法： 業務共通仕様書2-2-5 平面図に実測値を記入し提出	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目： 水深(底面) 測定方法： 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 結果の整理方法： 業務共通仕様書第2編1-2-5の6平面図に実測値を記入し提出
施工管理基準(港湾編)出来形管理 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目： (法面) 測定方法： 【特】検測方法による。 測定密度： 測線間隔は【特】による。 結果の整理方法： 業務共通仕様書2-2-5 平面図に実測値を記入し提出	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目： (法面) 測定方法： 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 測定密度： 【特】による。 結果の整理方法： 業務共通仕様書第2編1-2-5の6平面図に実測値を記入し提出

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表										
行又は項目	現行			改訂						
施工管理基準(港湾編)出来形管理 様式・出来形24-1-1(1)	すみ肉溶接出来形管理表			すみ肉溶接出来形管理表						
	測定箇所	溶接脚長		溶接長	測定箇所	溶接脚長	のど厚	サイズ	溶接長	
		a	b		a	b	c	d		
										
				※サイズdの算定について ●2つの脚長a, bの長さが異なる場合、サイズの算定には、短い脚長を基準に45°の線を引き、これをサイズとする。この場合45°の線はすべて熔融金属中にあること。 ●溶接ビード形状が凹型の場合(左図の右側)、溶接ゲージにより、直接のど厚を計測出来るため、サイズは計測しなくて良い。						
施工管理基準(港湾編)出来形管理 様式・出来形24-1-1(2)	突合わせ溶接出来形管理表			突合せ溶接出来形管理表						
	測定箇所	溶接脚長		溶接長	測定箇所	のど厚	ルート間隔	開先深さ	開先角度	溶接長
		A	B	θ	a	b	c	θ		
										

施工管理基準(港湾編)
写真管理
新旧対照表

山口県土木建築部

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)写真管理 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-1 レディーミクストコンクリート	注意事項及び説明事項: 但し、JIS工場の場合は省略。	注意事項及び説明事項: 但し、JIS マーク表示認証 工場の場合は省略。
施工管理基準(港湾編)写真管理 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-4 運搬打設工	撮影項目: 運搬 注意事項及び説明事項: 但し、JIS工場の場合は省略。	撮影項目: 運搬 注意事項及び説明事項: 但し、JIS マーク表示認証 工場の場合は省略。
施工管理基準(港湾編)写真管理 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-7 コンクリートの品質管理	撮影項目: 試験練り 注意事項及び説明事項: 但し、JIS工場の場合は省略。	撮影項目: 試験練り 注意事項及び説明事項: 但し、JIS マーク表示認証 工場の場合は省略。
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-1 共通の工種 3. 揚土土捨工	工種: 1) バージアンローダー揚土 撮影項目: バージアンローダー揚土、空気圧送揚土	工種: 1) バージアンローダ 揚土 撮影項目: バージアンローダ 揚土、空気圧送揚土
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-1 共通の工種 10. 蓋ブロック工	工種: 3) 間詰コンクリート 注意事項及び説明事項: 3-1-10蓋コンクリート工の関連事項を適用する。	工種: 3) 間詰コンクリート 注意事項及び説明事項: 3-1- 9 蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-3 海上地盤改良工 4. 揚土土捨工	工種: 1) 土砂掘削 注意事項及び説明事項: 3-1-1浚渫土工 1) 土砂掘削を適用する。 工種: 2) 土砂盛土 注意事項及び説明事項: 3-1-1浚渫土工 2) 土砂盛土を適用する。	工種: 1) 土砂掘削 注意事項及び説明事項: 3-17-3裏埋土工 1) 土砂掘削を適用する。 工種: 2) 土砂盛土 注意事項及び説明事項: 3-17-3裏埋土工 2) 土砂盛土を適用する。
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-5 本体内(ケーソン式) 1. ケーソン製作工	工種: 5) 足場 撮影区分: (記載なし) 撮影箇所 組立て 昇り足場 壁継ぎ 足場スペース 解体状況	工種: 5) 足場 撮影区分: 施工管理 撮影箇所 組立 状況 昇り足場 設置状況 壁継ぎ 設置状況 足場スペースの 確保状況 解体状況
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-6 本体内(ブロック式) 1. 本体ブロック製作工	工種: 2) 足場 撮影区分: (記載なし)	工種: 2) 足場 撮影区分: 施工管理

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成23年版) 新旧比較表		
行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-7 本体工(場所打式) 1. 場所打コンクリート工	工種: 1)足場 撮影区分: (記載なし)	工種: 1)足場 撮影区分: 施工管理
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-14 上部工 1. 上部工コンクリート工	工種: 2)足場 撮影区分: (記載なし)	工種: 2)足場 撮影区分: 施工管理
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-17 裏込・裏埋工 1. 裏込工	工種: 2)裏込材 3)瀝取り 4)裏込均し 撮影区分: 施工管理 撮影項目: 陸上運搬 注意事項及び説明: 作業機械作業状況等が判明できるように撮影	工種: 2)裏込材 3)瀝取り 4)裏込均し 撮影区分: 施工管理 撮影項目: 陸上運搬 注意事項及び説明: 作業機械 及び 作業状況等が判明できるように撮影
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-17 裏込・裏埋工 3. 裏埋土工	工種: 1)土砂掘削 撮影項目: 埋戻し及び裏込め 注意事項及び説明事項: 各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影	工種: 1)土砂掘削 撮影項目: 埋戻し及び裏 埋 め 注意事項及び説明事項: 各作業状況が判明できるように撮影 埋 設 物等は、その状況が判明できるように撮影
施工管理基準(港湾編)写真管理 3. 一般施工 3-26 埋立工 6. 揚土埋立工	工種: 1) バージアンローダー揚土 注意事項及び説明事項: 3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダー揚土を適用する。	工種: 1) バージアンローダ 揚土 注意事項及び説明事項: 3-1-3揚土土捨工 1) バージアンローダ 揚土を適用する。